

給与等支給額、当期償却費総額等及び比較教育訓練費の額等の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	-------------	-----	-----

給与等支給額の計算に関する明細									
各 連 結 法 人 の 給 与 等 支 給 額 の 計 算	基準連結事業年度又は 基準事業年度等	1	・ ・	各 連 結 法 人 の 給 与 等 支 給 額 の 計 算	前連結事業年度又は前事業年度	5	・ ・	円	円
	国内雇用者に対する給与等 の支給額	2	円		国内雇用者に対する給与等 の支給額	6	円		
	$\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{(1)の基準連結事業年度又は基準事業年度等の月数}}$	3	――	各 連 結 法 人 の 給 与 等 支 給 額 の 計 算	$\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{(5)の前連結事業年度又は前事業年度の月数}}$	7	――	円	円
	基準雇用者給与等支給額 (2)×(3)	4	円		比較雇用者給与等支給額 (6)×(7)	8	円		
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算									
				平均給与等支給額の計算 適用年度 ①	比較平均給与等支給額の計算 前連結事業年度又は前事業年度 ②				
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	雇用者給与等支給額	9	別表六の二(二十)付表二「1」	円	(6)	円		円	
	同上のうち一般被保険者である旧 措法第68条の15の6第2項第8号 に規定する継続雇用者に係る金額	10							
	同上のうち継続雇用制度対象者 に係る金額	11							
	継続雇用者に対する給与等の支給額 (10)－(11)	12							
	月別支給対象者の合計数	13			人				人
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 各連結法人の(12)の合計 各連結法人の(13)の合計	14			円				円	
各連結法人の継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算									
				継続雇用者給与等支給額の計算 適用年度 ①	継続雇用者比較給与等支給額の計算 前連結事業年度等 ②		前一年連結事業年度等特定期間 ③		
連結事業年度等又は事業年度等	15				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
雇用者給与等支給額	16		別表六の二(二十)付表二「1」	円	(6)	円		円	
同上のうち継続雇用者に係る金額	17								
$\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{(15の③)の月数}}$	18								
継続雇用者給与等支給額及び継続雇 用者比較給与等支給額 (17)又は(17)×(18)	19			円		円		円	
各連結法人の当期償却費総額等の計算に関する明細									
国内設備投資額	20			円	剰余金の処分の方法により特別償却準備金と して積み立てた金額その他(21)以外の金額	22		円	
損益計算書に計上された減価償却費の額	21				当期償却費総額 (21)＋(22)	23			
各連結法人の比較教育訓練費の額等の計算に関する明細									
教育訓練費の額								24	円
連結事業年度又は事業年度	教育訓練費の額			$\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{(25)の連結事業年度又は事業年度の月数}}$			改定教育訓練費の額 (26)×(27)		
25	26			27			28		
調 整 対 象 年 度	・ ・	円			――			円	
	・ ・				――				
	・ ・				――				
	・ ・				――				
計									
比較教育訓練費の額 (28の計)÷(調整対象年度数)								29	

別表六の二（二十） 付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の6第1項（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）又は平成30年改正前の措置法（以下「平成30年旧措置法」といいます。）第68条の15の6第1項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 平成30年改正前の措置法令（以下「平成30年旧措置法令」といいます。）第39条の47第11項第1号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）には、「各連結法人の基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は、記載を要しません。
- 3 「基準雇用者給与等支給額₄」は、次に掲げる場合には、「基準雇用者給与等支給額₄」として記載します。
$$(2) \times (3) \times \frac{70}{100}$$
 - (1) 平成30年旧措置法第68条の15の6第2項第4号ハに掲げる場合に該当する場合（平成30年旧措置法令第39条の47第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）
 - (2) 平成30年旧措置法令第39条の47第11項第2号に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）
- 4 連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）が平成30年4月1日以後に開始する連結事業年度において、「前連結事業年度又は前事業年度5」の月数が6月に満たない場合（当該月数が適用年度（措置法第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度をいいます。以下同じ。）の月数に満たない場合に限り、）には、措置法令第39条の47第6項第2号イ（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）に規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額を「国内雇用者に対する給与等の支給額6」の上段に外書として記載します。この場合において、
$$\left[\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{(5)の前連結事業年度又は前事業年度の月数}} \right] \text{中}$$
「(5)の前連結事業年度又は前事業年度の月数」とあるのは「前一年連結事業年度等の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」と、
$$\left[\frac{\text{比較雇用者給与等支給額}}{(6) \times (7)} \right] \text{中}$$
「(6)」とあるのは「((6) + (6の外書))」として計算します。
- 5 平成30年旧措置法令第39条の47第14項に規定する継続雇用者給与等支給額の合計額が0である場合には「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額14」の「適用年度①」には「1」と記載し、同条第17項に規定する継続雇用者比較給与等支給額の合計額が0である場合には「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額14」の「前連結事業年度又は前事業年度②」には「0」と記載します。
- 6 「各連結法人の継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次により記載します。
 - (1) 適用年度の月数と、「連結事業年度等又は事業年度等15」の「前連結事業年度等②」の月数とが同じ場合「15」から「19」までの「前一年連結事業年度等特定期間③」の各欄は、記載しません。
 - (2) 「連結事業年度等又は事業年度等15」の「前連結事業年度等②」の月数が適用年度の月数に満たない場合「16」から「19」までの「前連結事業年度等②」の各欄は、記載しません。
 - (3) 「連結事業年度等又は事業年度等15」の「前連結事業年度等②」の月数が適用年度の月数を超える場合「15」から「19」までの「前一年連結事業年度等特定期間③」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額19」の「前連結事業年度等②」には「同上のうち継続雇用者に係る金額17」の「前連結事業年度等②」の金額のうち措置法令第39条の47第13項第2号ロに規定する前連結事業年度等特定期間に対応する金額を記載します。